

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地														
尾道福祉専門学校	平成22年4月1日	工藤 博道	〒1722-0042 広島県尾道市久保町1760番地1 (電話) 0848-37-2222														
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地														
尾道さつき会	昭和57年6月1日	平石 朗	〒722-0042 広島県尾道市久保町1786番地 (電話) 0848-37-7272														
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士													
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	平成10年12月21日 文部省告示第179号	—													
学科の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、介護福祉に関する専門的知識及び技術を教授すると共に、地域福祉の向上を目指した教育を行うことを目的とする。																
認定年月日	平成27年2月17日																
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験												
2	1.896	1.170	270	456													
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数												
80人	36人	1人	3人	8人	11人												
学期制度	■前期 ・1年生:4月6日～9月25日 ・2年生:4月1日～9月27日	■後期 ・1年生:9月26日～3月9日 ・2年生:9月30日～3月18日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験結果、日常評価、出席状況を総合的に評価し、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)の3段階とする。													
長期休み	■夏季 ・1年生:8月10日～9月25日 ・2年生:8月10日～8月22日	■冬季 ・1年生:12月26日～1月5日 ・2年生:12月20日～1月5日	卒業・進級条件	■進級 ・1年次の履修科目全てにおいてC以上であること。 ■卒業 ・本校所定の全教育課程を修了し、学力評価試験に合格すること。													
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・担任による定期的な個人面談及び、必要に応じて保護者面談を実施する。		課外活動	■課外活動の種類 資源回収ボランティア ■サークル活動: 無													
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 ■就職指導内容 ジョブカードの作成・面談、企業説明会の実施、模擬面接等を行い、個人の適性にもとづいた個別指導を行う。 ■卒業業者数 12 人 ■就職希望者数 11 人 ■就職者数 11 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 92 % ■その他 (平成30年度卒業生に関する令和1年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション・インストラクター</td> <td>③</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	16	16	レクリエーション・インストラクター	③	2	2
資格・検定名	種	受験者数	合格者数														
介護福祉士	②	16	16														
レクリエーション・インストラクター	③	2	2														
中途退学の現状	■中途退学者 8 名 ■中途退学率 24 % 平成30年4月1日時点において、在学者38名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者25名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更5名、治療2名、就職1名		■中退防止・中退者支援のための取り組み 個人面談による対応、カウンセリング、学生個人に対する学業支援、本人・保護者・担任・校長による4者面談等														
経済的支援制度	■学校独自の授業料減免制度: 有 入学試験の受験区分により年間10万円～30万円を授業料から減免する。																
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 学校関係者評価委員会を年一回実施している。																
当該学科のホームページURL	URL: http://onofuku.ac.jp/																

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者から除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学卒業後速やかに就職することを希望する者であり、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために企業等と連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程(カリキュラム)の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。)に活かすことを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

企業・業界団体等と連携し、介護福祉士育成のための実践的な職業教育の充実と、教育の質の保証・向上及び教育の資質・指導力向上等を図ることを目的に、教育課程編成委員会を置く。

当該委員会では、以下の事項を審議し、審議結果は教務主任が中心になって教育課程を見直す。

①教育課程の編成及び実施

②教育計画に関する事項

③教材の開発等

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
久保田 あけみ	社会福祉法人泰清会 マリン瀬戸 施設長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	③
久保田 トミ子	広島国際大学 医療福祉学部 学部長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	②
川原 奨二	株式会社ゆず グループホームみなりっこ代表取締役	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	③
工藤 博道	尾道福祉専門学校校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	
豊田 美絵	尾道福祉専門学校教務主任	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	
金子 清美	尾道福祉専門学校教員	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 平成30年9月4日 17:00～18:00

第2回 平成31年3月28日 15:00～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・学習の基礎固めがその後の学習への重要なポイントになることや、個々の理解度に応じた授業への展開を検討する。

委員会等の意見	対応
1)学生の対応、特に心に問題を抱えている場合について配慮が必要である 2)国試対策の進め方について、本質的な部分と国試対策とのバランスを考えていく必要がある 3)外国人の受験・入学については、全体的にはすすめていく動向になる	1)学校生活での様子から、個別面接、保護者との連携、専門職につなげていくようにする 2)介護福祉士としての理念に関する講義については今後とも重視していくとともに、国試対策も次年度は前期から少しづつ加えていく 3)個別の状況を確認しつつ受験・入学をすすめていく

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校で学んだ知識と技術を実習先で実践することにより、現場での即戦力となる介護福祉士を目指す。実習先については、過去の指導状況、学生個々の資質や希望などを考慮して選定を行い、依頼する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・授業内容や方法においては、高齢者施設・障害者施設の職員から最新の現場の状況の講義や、講義の中での学習内容の検

討に施設職員の参加を得て実践に基づいた意見を頂く。

・介護実習では、実習生が実習施設の雰囲気慣れ、明確な実習目標をもって実習できるように、また、実習指導者も実習生の人となりや指導方法について事前に検討できるように事前訪問を加えた1日実習を行うことへの意見や協力を得る。
実習中も施設側の実習指導者や職員と実習生の実習状況について情報交換し、実習目標や実習指導の方法、実習評価について連携する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	利用者、家族について知る。また、色々な種別の施設であることを知る。多職種協働や関係機関との連携について理解する。	グループホーム宮浦、グループホームみなりっこ、にしぎこの家、ひかり苑、サンライズ宮沖、尾道サンホーム、久保の家、コムケアいつも
介護実習Ⅱ	利用者の生活における必要な情報収集を行い、自立支援の視点から、介護計画を立て、適切な介護が実践できる。	特別養護老人ホームふれあい、星の里、サンライズ大池、ひらはらの郷、いこいの里、ジョイトピアおおさ、ハートフル竹原中央

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記
 教職員に現在就いている職、または将来就くことが予測される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能などを習得させ、その他その遂行に必要な能力、資質等を向上させるために実施することを基本とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護基礎技術ハンドブック研修」(連携企業等: 広島県社会福祉協議会・養成校教員・広島県介護福祉士会・福祉施
 期間: 平成30年8月～平成31年3月 対象: 広島県内の福祉施設の介護職員等
 内容: 介護現場での指導的職員の介護技術の指導力の向上、介護技術の向上。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「日本介護福祉士養成施設協会 中国四国ブロック研修会」(連携企業等: 養成校・企業)
 期間: 平成30年9月13・14日(木・金) 対象: 教員
 内容: 今を語る未来を語るこれから求められる介護福祉士教育、新カリキュラムに関する情報交換会

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護基礎技術ハンドブック研修」(連携企業等: 広島県社会福祉協議会・養成校教員・広島県介護福祉士会・福祉施
 期間: 令和元年7月～令和2年2月 対象: 広島県内の福祉施設の介護職員等
 内容: 介護現場での指導的職員の介護技術の指導力の向上、介護技術の向上。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「日本介護福祉士養成施設協会 全国教員研修会」(連携企業等: 養成校・介護福祉士会・福祉施設・関連企業等)
 期間: 令和元年10月24～25日(木・金) 対象: 教員
 内容: 未来社会を創る次世代教育～実践力を高める介護福祉士養成～

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育目標に沿った取組の達成状況を評価し、学校運営を継続的に改善してゆく事ができるように計画する。また、そのプロセスと結果を公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念、教育目標
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、運営組織
(3) 教育活動	目標の設定、教育方針・評価、成績・単位認定、資格・免許指導体
(4) 学修成果	就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価
(5) 学生支援	就職等進路、中途退学への対応、学生相談、学生生活、保護者と
(6) 教育環境	施設・設備、学外実習、インターンシップなど、防災・安全管理
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考、学納金
(8) 財務	財務情報、財務基盤、予算計画
(9) 法令等の遵守	法令・基準の遵守、個人情報保護、教育情報と評価の公表
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献、地域貢献、ボランティア活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

自己点検及びそれへの委員会からの評価を基にし、取り組むべき課題を挙げる。それらの課題への取組結果を評価することで学校改善に繋がることが期待でき、さらに次の段階の課題を発見することにも繋がる。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
久保田 あけみ	社会福祉法人泰清会 マリン瀬戸 施設長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	所属元における職位の高さ、学生の就職先としての関係
檀上 由造	尾道市福祉保健部高齢者福祉課 課長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	関係職種行政代表
深川 記代美	広島県立御調高等学校教諭	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	関係職種教育機関代表
平石 朗	広島県老人施設連盟 顧問	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	所属元における職位の高さ、学生の就職先としての関係
工藤 博道	尾道福祉専門学校校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	
豊田 美絵	尾道福祉専門学校教務主任	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	
金子 清美	尾道福祉専門学校教員	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://onofuku.ac.jp/>

公表時期: 平成30年10月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

授業科目等の概要

(専門課程介護福祉科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の尊厳と自立	人間のこれまでの歩みを追いながら、その時代の中で、人間の命と尊厳はどのように扱われてきたのか、「尊厳の保持」や「自律・自律支援はどのように行われてきたのかを学び、現代に求められる「人間の尊厳と自立」支援のあり方を探求する。	1・前	30		○			○			○	
○			人間関係とコミュニケーション	人と関わる上で最も重要な「人間関係」と「コミュニケーション」について、様々な場面や自らの体験を通して考えるとともに、円滑な人間関係やコミュニケーションを高めるための技術的側面についても体験的に学習する。	1・前	30		○			○			○	
○			生活と福祉	現代社会の生活（暮らし）について、その変遷と課題を考えるとともに、少子高齢社会のもたらす現状を、地域が抱えるさまざまな課題等を通して具体的に学ぶ。	1・前	30		○	△		○			○	
○			社会保障制度の理解	社会福祉基礎構造改革の流れによって誕生した、介護保険制度と障害者総合支援法について、介護実践の上で必要な観点から基礎的知識を習得する。	1・後	30		○			○			○	
○			手話	日本では19世紀の後半から全国各地にろう学校が開校した。そこに集まった子どもたちや卒業生の集団の中で手話がつくられた。この講義の中では、手話を学ぶことをとおして、障害者問題を考えていく。	2・前	30		○	△		○			○	
○			現代社会と家族	本格的な高齢社会の中で、この国に暮らしていく私たちの将来について考える。	2・後	30		○			○			○	
○			情報処理	介護記録や介護計画等がパソコンで作成できるよう、ワードで文章が作れるようになる。	2・前	30		△	○		○			○	
○			ボランティア論	ボランティア活動に参加して、年1回以上のボランティア体験をするとともに、地域のボランティア活動にかかわっている方々から話を聞くことで、ボランティア活動の意義や目的を学ぶ。	1・全	30		○	△		○			○	
○			介護の基本 I	介護福祉士が社会的に求められ役割を理解し、人間関係を基盤とした上で人権擁護の視点と職業倫理を身に着ける。生活支援者として実践につながる基礎的知識を学ぶ。利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。	1・全	60		○			○			○	

○		介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人、及び家族の様々な生活上の課題を理解し、多職種との連携や専門性の理解と実践について学ぶ。また、ICFやリハビリテーションの理念を理解し、生活機能の向上や介護予防の取り組みについて学ぶ。	2・全	60		○		○		○							
○		生活の快支援論	介護を必要とする人の生活を支える介護福祉士として、人間の根底にある「生活の快さの追求」を理解し、支援の視点・方法を学ぶ。	1・全	60		○	△		○								○
○		介護のコミュニケーションⅠ	「人は人としてどう対応してほしいのか」を出発点として、社会福祉援助場面で長く受け継がれてきた「バイステックの7原則」を、実習などで体験した介護場面をもとに、より具体的に理解し、利用者や家族、職員同士のコミュニケーションのあり方を考え、実践できる能力を高める。	1・後	30		○			○								○
○		介護のコミュニケーションⅡ	対人援助職としてコミュニケーションのあり方について理解し、利用者の特性に応じたコミュニケーションの実際を学ぶ。また、多職種間でのコミュニケーションに必要な記録・報告について学び、その技術を習得する。	2・全	30		○	△		○								○
○		生活支援技術Ⅰ	生活を支援するためにはさまざまな視点・アプローチがあることを学び、養成のある利用者の生活を支援するために欠かせない柔軟な思考を育み、住環境整備における実際の方法や工夫についても言及し、住宅における理論と実践を習得する。	1・全	60		○	△		○								○
○		生活支援技術Ⅱ	自立に向けた食事支援のための基本的知識や技術を学ぶ。家庭生活の意義を理解し、経営管理する能力と基本的知識と技術を学ぶ。	1・全	60		○	△	○	○								○
○		生活支援技術Ⅲ	介護を必要とする人が、どのような状態であっても尊厳を保持しながらその人らしく生きられるよう、あらゆる介護場面において、基本的な介護の知識・技術・態度を習得する。前期では主に移動・身支度・排せつ・入浴の場目における基本的に介護技術を学び、後期では実習を振り返りながら、介護技術を深めていく。	1・全 2・前	##		○	△	△	○								○
○		生活支援技術Ⅳ	利用者の状態や状況に応じた生活支援を、必要な職種との協働連携を図りつつ実施していく方法を理解する。医療対応時の介護について学び、医療職との連携の必要性を学ぶ。	2・前	30		○	△	△	○								○
○		生活支援技術Ⅴ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	2・後	30		○	△	△	○								○
○		介護過程の基礎	生活支援とは何かを理解しながら、他の授業で学習した知識・技術を統合し、演習を通して、個々のニーズを的確にした介護過程の流れを展開できる思考過程を学ぶ。	1・全	60		○	△		○								○

○		介護過程の実践	介護実習で経験した様々な介護の場面を振り返り、情報収集やアセスメントの必要性を理解していく。利用者の生活の質向上に向けて、生活上の課題を把握し必要な介護のあり方を個別に考察し計画を立てる方法を演習する。	2・全	60		○	△		○		○		
○		介護過程とチームアプローチ	介護実習Ⅰ・Ⅱで経験した様々な介護場面を振り返り、介護過程とケアプラン（介護サービス計画）とケアマネジメントの関係や関連性を具体的に学ぶ。介護過程の展開に伴い、多職種との連携、ケースカンファレンス・サービス担当者会議の必要性や求められる知識を再確認し、提出資料の作成や会議の進め方を学ぶ。	2・後	30		○	△		○			○	
○		介護総合演習Ⅰ	実習Ⅰ－①にむけて、通所サービスや入所サービスのサービス内容や施設概要を理解し、利用者の生活支援についての学修や実習の準備を行い、また、実習の効果をあげるために介護技術の確認を行う	1・前	30		○						○	
○		介護総合演習Ⅱ	実習Ⅰ－①の振り返りを行い、実習での体験がすべての強化に反映されていくようにしていき、また、多様な介護サービスにおける利用者の生活史絵を学ぶ実習Ⅰ－②の実習につなげるよう、学習や実習準備を行う。	1・後	30		○						○	
○		介護総合演習Ⅲ	介護実習Ⅰ－②から利用者の暮らしの場や支援について理解を深める。介護実習Ⅱに向けて、個別ケアのためのアセスメント方法の理解や介護過程の展開に向けた地域や技術の理解を深め、実習の準備をしていく。	2・前	30		○	△					○	
○		介護総合演習Ⅳ	介護実習Ⅱでの介護過程の実践のまとめや評価、報告をしていく。自身の介護福祉士としてのあり方をみつめるとともに、専門性の理解や専門家としての自覚を育てていく。	2・後	30		○	△					○	
○		介護実習Ⅰ－①	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族とのかかわりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習を行う。	1・前	48					○				○
○		介護実習Ⅰ－②前半	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族とのかかわりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習を行う。	1・後	72					○				○
○		介護実習Ⅰ－②後半	在宅サービス事業所において、利用者個々の生活リズムや個性を理解した上で、個別ケアを理解し、利用者、家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員として、介護福祉士の役割について理解できるよう実習を行う	1・後	72					○				○

